

議案第 3 号

日高町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

日高町地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「委員 1 5 名」を「委員 2 0 名」に改め、同条第 2 項に次の各号を加える。

(9) 関係する道路管理者の代表

(10) 関係する公安委員会又は警察関係者の代表

附 則

この規約は、令和 5 年 5 月 2 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

新旧対照表、規約（案） 別紙 3 のとおり